

## 令和元年度 第1回 都市公園指定管理者評価委員会 会議概要

1. 日 時 令和元年6月21日（金曜日）午後3時30分から午後5時まで

2. 場 所 大阪府庁別館7階 都市計画室会議室

3. 出席者

山田委員長、大藪副委員長、呉委員、野村委員、坂口委員

4. 議題

- (1) 正副委員長の選任について
- (2) 都市公園指定管理者評価委員会の進め方について
- (3) 評価項目や評価基準の設定について
- (4) 評価委員役割分担とスケジュールおよび取り組みについて
- (5) 表彰の実施について
- (6) その他

5. 主な議事内容

(太字：委員 細字：事務局)

(1) 正副委員長の選任について

◇ **委員の互選により山田委員が委員長に、委員長の指名により大藪委員が副委員長に決定**

(2) 都市公園指定管理者評価委員会の進め方について

- ・ 事務局より都市公園指定管理者評価委員会の進め方について説明

⇒ 了承

(3) 評価項目や評価基準の設定について

- ・ 事務局より指定管理者の評価項目や評価基準の設定、アンケート調査内容について説明

◇ アンケート調査のうちQ1（7）滞在時間に関する回答選択肢について、長時間利用を細分化しているが、必要性が低いのではないか。回答選択肢の設定について、本年度の調査結果を見て、検討いただきたい。

⇒ 本年度の調査結果を踏まえて検討いたします。

◇ 評価項目のうちⅢ（1）収支計画の内容、適格性及び実現の程度について、判断するための資料提出はあるか。

⇒ 指定管理者が自己評価の欄に、収支状況を記載しますので、その記載をもってご判断いただいています。現在、別途資料の提出はしていませんが、ご指示いただければ資料を準備いたします。

(4) 評価委員役割分担とスケジュールおよび取り組みについて

- ・ 評価委員の役割分担とスケジュールおよび取り組みについて説明

- ◇ 現地視察について、過去には抜き打ち方式で実施していたが、現在は事前に日程を通知して指定管理者からの説明を聞く方式に変更している。どちらの方式も一長一短はあるが、委員会として、指定管理者から直接話を聞く方が、現場の声が伝わり易いという判断をしている。
- ◇ 委員会による現地視察は1日だけであるが、土木事務所は通年で管理状況を把握している。土木事務所の把握している管理状況の報告と、評価委員が現地で確認した状況を合わせて、現地視察の成果とする。長期的な視点と短期的な視点を合わせて、評価すると考えている。
- ◇ 資料6-2改善のための対応方針に記載した内容、あるいは指摘を受けた項目について、どのように指定管理者が管理に反映して改善したかを、評価票への記載または、現地視察の際の説明に盛り込むなどにより、明らかにしてほしい。

⇒ 現地視察の際に、ご説明させていただきます。

(5) 表彰の実施について

- ・ 事務局より指定管理者の表彰の実施について説明

- ◇ 大阪府の指定管理者業務で、このような表彰をしている事例はあるか。

⇒ 他の部局での事例はありません。府営公園の指定管理制度は18公園にわたりますが、他部局では所管する施設数が少ない部局が殆どです。

良い取り組みを表彰式で紹介することにより、他の事業者にとって刺激になり、非常に勉強になったというお声もあります。また、表彰された事業者からは従業員一同喜んでいる、協働したボランティアの方に喜んでいただいた、という声をいただいております、非常に好評を得ております。

- ◇ とても良い取り組みと考える。毎年、知事賞、特別賞は出るという理解で良いか。

⇒ 指定管理者の優れた取り組みが多数あり、今のところ毎年、知事賞、特別賞が出ております。今までは、大きなイベント実施や、ホームレス対策などの地道な取り組みが評価されていますが、今後は維持管理の面での取り組みなど、様々な視点で評価いただければと考えております。

(6) その他

- ・ 事務局より府営公園における賑わいづくりに関する取り組みについて説明

- ◇ 駐車場料金の条例改正を行い、運用については各指定管理者が条例範囲内で自由に設定できるとのことだが、ほとんど横並びの料金設定となっている。一方、りんくう公園では特別に低く設定されているが、理由はあるか。

⇒ 各指定管理者が他公園の状況を見ながら判断し、結果的に横並びの料金設定となったもの。りんくう公園は、近隣に非常に駐車場料金の安い大型商業施設があり、対抗するために低い設定になったと考えられます。

◇ 条例改正により運動施設の目的外利用料金は、4倍となっているが、指定管理者でその範囲内で自由に料金を設定できるということか。

⇒ そのとおり。実際の運用では、イベントを誘致した方が、駐車場料金の増収につながり指定管理者にとって有利である場合には、通常料金設定としている場合もあります。

◇ 指定管理期間の途中で条例改正を行うことにより、評価において齟齬が出ないか疑問がある。また、目的外利用についても出来る公園と出来ない公園があるのでは。

⇒ 駐車場料金に関しては、シミュレーションにより利用料金収入が減額にならないようにバランスをとり、条例改正を行っているため、収支面で大きな影響を与えるものではないと考えております。

駐車場について、短時間利用料金は安くなりますが、長時間利用料金は高くなりますので、長時間利用者向けのキャンペーンや割引サービス等に積極的に取り組む指定管理者は評価したいと考えております。また、目的外利用については、従来の提案になかったものですが、積極的に取り組んだ指定管理者については、積極的に評価していきたいと考えております。

◇ 指定管理者制度の見直しについて、参入希望が無い公園があるが、制度はどのように見直すのか。また、様々な制約のある公園もあるが、事業者はそれらの制約や条件を理解しているのか。

⇒ 公園によって様々な管理制度を検討しております。様々な制約のある公園については、事業者は理解した上で提案をしておられます。